

## 東予地域メディカルコントロール協議会要綱

### (設置)

第1条 東予地域におけるメディカルコントロール体制の構築を推進し、救命率の向上等救急業務の更なる高度化を図るため、東予地域メディカルコントロール協議会（以下「東予協議会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 東予協議会は、メディカルコントロール体制の構築を推進するため、次に掲げる事項について協議・調整を行うものとする。

なお、東予協議会は、愛媛県メディカルコントロール協議会（以下「県協議会」という。）の検討結果を尊重するとともに、地域の実情に即したメディカルコントロール体制の構築に努めなければならない。

- (1) 救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の調整に関すること
- (2) 救急隊員の病院実習等の調整に関すること
- (3) 東予地域における救命効果など東予地域の救急搬送体制及び救急医療体制に係る検証に関すること
- (4) 救急活動の事後検証に用いる救急活動記録様式の項目又は検証票様式の項目の策定及び事後検証体制に関すること
- (5) 救急業務の実施に必要な各種プロトコールの策定に関すること
- (6) 傷病者受け入れに係る連絡体制の調整等救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関すること
- (7) 東予地域症例検討会等の開催及び救急隊員と医療関係者との救急技術研修等の開催に関すること
- (8) 東予協議会の事業計画及び予算に関すること
- (9) その他、東予地域のプレホスピタル・ケアの向上に関すること

### (組織及び委員)

第3条 東予協議会を組織する機関及び委員については、次のとおりとする。

- (1) 都市医師会：都市医師会が推薦する者
- (2) 救急医療機関：救急医療機関が推薦する者
- (3) 消防機関：消防長の職にある者
- (4) 行政機関：東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長、県保健所長のある者

(オブザーバー)

第4条 東予協議会は必要に応じて、オブザーバーを委嘱することができる。

(役員)

第5条 東予協議会に会長、副会長及びメディカルコントロール統括委員各1名及び監事2名を置き、会長は東予救命救急センター長、副会長は各消防長から輪番制に、他の役員については委員の互選によりこれを定める。なお、会長及び副会長は、メディカルコントロール統括委員を兼ねることができる。

- 2 会長は、東予協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 メディカルコントロール統括委員は、メディカルコントロール体制の技術的な問題に関し、県協議会及び他地域の協議会との連絡調整を行い、その結果を東予協議会に報告する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者の就任するまで、その職務を行う。

(会議)

第7条 東予協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて東予協議会にオブザーバー等委員以外の者の出席を求める、その意見を聞くことができる。
- 3 東予協議会は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会を開催する時間的余裕が無い場合には、文書による過半数の委員の同意をもって、協議会の議決に代えることができる。

(事務局)

第8条 東予協議会の事務局は、副会長の所属する消防本部に置く。

(ワーキング委員会)

第9条 東予協議会に、東予地域MCワーキング委員会を設置する。東予地域MCワーキング委員会の会則は、別に定める。

(予算編成部会)

第10条 東予協議会に、東予地域メディカルコントロール予算編成部会を設置する。東予地域メディカルコントロール予算編成部会の規約は、別に定める。

(負担金等)

第11条 東予協議会の予算は、東予地域の消防機関からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金算出は、別紙1「東予地域メディカルコントロール協議会負担金算出基準」をもって算出する。

(会計年度)

第12条 東予協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

2 経費に余剰を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(決算報告)

第13条 決算は、監事の監査実施後、東予協議会の承認を得るものとする。

(雑 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、東予協議会の運営に関し必要な事項は、会長が東予協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。